

原 議 保 存 期 間	5 年(令和2年12月31日まで保存)
施 行 文 書 保 存 期 間	5 年(令和2年12月31日まで保存)

県 相 甲 達 第 21 号
生 企 甲 達 第 98 号
刑 企 甲 達 第 82 号
交 企 甲 達 第 83 号
公 甲 達 第 65 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

被害者支援員等運用要綱の改正について（通達）

対号 令和 6 年 3 月 27 日 付け 県相甲達第20号、生企甲達第56号、刑企甲達
第109号、交企甲達第27号、公甲達第18号「被害者支援員等運用要綱
の改正について（通達）」

被害者支援員等の運用については、対号に基づき実施しているところであるが、
この度、別添のとおり被害者支援員等運用要綱を改正したので、事務処理上遺漏の
ないようにされたい。
なお、対号は廃止する。

別添

被害者支援員等運用要綱

第1 目的

この要綱は、重要な事件・事故発生直後における被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援の充実を図り、捜査過程における被害者等の人権尊重とその精神的負担の軽減に資することを目的とする。

第2 対象事件

- 1 石川県警察重要事件捜査に関する訓令（昭和56年石川県警察本部訓令第6号）、石川県被害者連絡実施要領（令和5年7月12日付け刑企甲達第69号ほか別添）に定める重要事件及び連絡対象事件（別表第1）
- 2 全治1か月未満の傷害、暴行その他犯罪被害給付制度の対象となる可能性を有する事件
- 3 その他警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が必要と認める事件

第3 推進体制

1 被害者支援推進責任者

- (1) 被害者等に対する支援活動（以下「支援活動」という。）を適正かつ効果的に推進するため、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に被害者支援推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、警察署にあっては、副署長をもって充て、高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあっては、副隊長をもって充てる。ただし、推進責任者が長期不在となるときは、当該警察署等の警視又は警部の階級にある者の中から署長等が指定するものとする。

- (2) 推進責任者は、警察署等における被害者支援に係る総括的な責任を負うとともに、署長等の指揮を受け次に掲げる任務を行うものとする。

ア 支援活動に関する指導・教養

イ 関係機関、団体及び自治体との連携並びに支援活動の推進等に関すること。

2 被害者支援推進担当者

- (1) 被害者支援員（以下「支援員」という。）の運用を的確かつ効果的に推進するため、警察署等に被害者支援推進担当者（以下「推進担当者」という。）

を置き、警察署にあつては警務課長をもって充て、高速隊にあつては副隊長がこれを兼ねるものとする。

(2) 推進担当者は、推進責任者を補佐し、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 対象事件に係る個別の支援員の選定

イ 支援員に対する具体的任務の付与

ウ 支援員が実施した支援活動に関する検証・指導

エ 支援活動に関する指導・教養

オ 支援員の運用に関する各部門間の連絡及び調整

カ 集中運用時における第7・3・(3)に定める支援班班長の補助

第4 支援員

1 支援員の指定及び解除

(1) 警察署等に支援員を置き、警部補以下の階級にある警察官又は同相当職の警察行政職員をもって充てる。

(2) 署長等は、職員の支援活動に関する適性等を判断した上、警察署においては、警務係長及び捜査を担当する課ごとに1名以上、高速隊においては小隊ごとに1名以上を指定するものとする。

なお、女性警察官については、配置状況を踏まえ、積極的に指定すること。

(3) 支援員が疾病又は負傷等により、その任務に著しく支障を及ぼすこととなったときは、署長等は、その指定を解除する。

(4) 署長等による指定及び解除については、被害者支援員名簿（別記様式第1号）により、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）を経由して石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告するものとする。ただし、人事異動による解除については、報告を要しない。

2 支援員の任務

支援員は、事件主管課員と緊密な連携を図りながら、必要により次に掲げる支援活動を行うものとする。

(1) 被害者等への説明等

ア 対象事件に応じた「被害者の手引」等の交付及び説明

イ 捜査、公判等の手続及びその必要性の説明

ウ 犯罪被害給付制度（適用事件に限る。）の概要説明

エ 公費負担制度等、各種支援施策の説明

オ 関係機関、団体等の紹介並びに同機関等との連絡及び調整

カ 被害者家族等への連絡及び事件概要の説明

(2) 被害者等への付添い等

ア 病院の手配及び付添い

イ 事情聴取、実況見分等捜査過程における付添い

ウ 相談への対応

エ 自宅等への送迎

(3) その他署長等が特に必要と認めた事項

3 支援員の運用

(1) 対象事件を認知した警察署の事件主管課長は、速やかに対象事件概要等を推進担当者に通知するものとする。

(2) 対象事件の通知を受けた推進担当者は、事件主管課長等と協議の上、あらかじめ指定された支援員の中から支援が必要と認められる被害者等ごとに担当者を指定し、運用するものとする。

(3) 当直主任は、当直中における支援員の運用に関して、署長等の指揮を受け当該支援員に具体的な指示を行うとともに、当直中に実施した支援活動について当直勤務終了後、推進担当者に引継ぎを行うものとする。

(4) 支援員が被害者等に支援すべき期間は、おおむね1週間とする。ただし、署長等は対象事件の性質、被害者等の精神的被害程度を勘案し、その支援期間を延長できるものとする。

第5 支援活動状況の報告等

1 報告

支援員は、推進担当者及び事件主管課長等の指示を受け、必要な支援活動を行い、その結果を被害者支援実施票（別記様式第2号。以下「実施票」という。）に記載し、署長等に報告するものとする。

署長等は、実施票の写しを、随時、県民支援相談課長に報告するものとする。

なお、実施がなかった月にあっては、翌5日までに、その旨を県民支援相談課長に報告する。

2 文書の管理

実施票は紙媒体で1年保存することとし、ファイルコード「10-17-30-060」文書ファイル名「被害者支援員制度」とすること。

第6 被害者支援カウンセラーの派遣要請

1 警察本部長は、被害者等の心理に関する専門的知識を必要とする支援に対応

するため、心理学等の知識を有する者を被害者支援カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）に指定する。

- 2 署長等は、支援のため必要のあるときは、被害者支援カウンセラー派遣要請（派遣延長申請）書（別記様式第3号）により、カウンセラーの所属長を経由して警察本部長にカウンセラーの派遣を要請するものとする。この場合、派遣されたカウンセラーは、発生地署長等の指揮を受け、被害者等の精神的ケアに従事するものとする。

第7 支援員の集中運用

- 1 死傷者多数を伴う対象事件等が発生した場合における支援体制の迅速な立ち上がりと組織的かつ一元的な指揮による被害者等への支援活動を推進するため、被害者支援班（以下「支援班」という。）により、支援員を集中運用することができるものとする。

2 支援班派遣事件等認定基準

支援班派遣事件等認定基準は、別表第2のとおりとする。

3 支援班の体制

(1) 支援班運用総括責任者

ア 支援班に支援班運用総括責任者（以下「運用総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

イ 運用総括責任者は、支援班の運用全般について総括するものとする。

(2) 支援班運用責任者

ア 支援班に支援班運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、県民支援相談課長をもって充てる。

イ 運用責任者は、運用総括責任者を補佐するものとする。

(3) 支援班班長

支援班に支援班班長を置き、警務部県民支援相談課被害者支援室長をもって充てる。

(4) 支援班員

支援班員（以下「班員」という。）は、警察署等の支援員をもって充てる。

4 支援班の運用

(1) 支援地域のブロック指定

支援班の支援地域を、金沢ブロック（金沢中署・金沢東署・金沢西署・白山署・津幡署の管内）、加賀ブロック（大聖寺署・小松署・能美署の管内）、

能登ブロック（羽咋署・七尾署・輪島署・珠洲署の管内）の3ブロックに区分する。

(2) 支援班の編成

ア 支援班は、ブロック別編成内の班員をもって編成する。ただし、対象事件等の規模などにより全班員による編成ができるものとする。

イ 支援班班長は、支援活動を効率的に推進するため、必要により、指揮班、報告・連絡班、被害者班、家族班、遺族班、車両班、現場班の各班を編成し、原則2名1組による支援活動を推進するものとする。

(3) 支援班の任務

前記各班の任務基準は、別表第3に定めるところによる。ただし、石川県警察緊急事態等初動措置要領（令和7年2月20日付け備甲達第3号ほか別添）に定める対策本部が開設された場合は、その部隊編成によるものとする。

5 派遣要請

(1) 発生地署長等は、対象事件等の発生に伴い、初期の支援活動を徹底するため必要があると認めるときは、被害者支援班派遣要請（派遣延長申請）書（別記様式第4号。以下「要請書」という。）により、警察本部長に支援班の派遣を要請することができるものとする。

(2) 署長等は、急を要するときは、直接、電話又は口頭で支援班の派遣を要請できるものとする。この場合において、事後、速やかに要請書により県民支援相談課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

6 支援班の派遣

(1) 支援班の要請を受けた運用責任者は、発生地署長等と協議し、その必要を認めたときは署長等に対し、支援員の差し出しを要請し、支援班を編成の上、当該地域に派遣するものとする。

(2) 派遣期間は原則1週間とする。ただし、その期間を超えて派遣を必要とするときは、当該派遣要請をした署長等の申請に基づき、警察本部長が延長できるものとする。

第8 支援員のメンタルヘルス

支援員が支援活動に当たると、犯罪被害等の状況を間近に見ることや、被害者等の感情の表出に直面することなどにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから（いわゆる「代理受傷」）、推進責任者は、支援員のメンタルヘルスを含めた健康管理に十分に配慮すること。

(別表及び別記様式省略)